（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同条第五項中「第一号、第一号の二及び第四号を除く」を「第三号に係る部分に限る」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前条第四項の規定は、第四項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第百十六条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額について準用する。

第十二条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」とし、その他の職員」とあるのは「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「掛金、」を「掛金及び」に、「」の負担金及び国の負担金」を「」の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

第百十六条第一項	地方公共団体	国

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	派遣先企業
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	派遣先企業

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	派遣先
	第八十二条第一項	第八十み替え
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	派遣先

企業

二条第五項の規定により読られた同条第一項

に改め、「と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一

企業

（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」を削る。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「」及び国の負担金」を「」及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

第百十六条第一項	地方公共団体	国

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国

を

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委
	第八十二条第一項	第八十み替え
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	組織委